

船橋市委託設計業務等検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市契約規則（平成26年船橋市規則第60号）第38条第1項の規定に基づき、船橋市建設技術委員会内の建設技術幹事会を構成している各所属が発注する建設事業に係る委託設計業務等の検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、建設事業に係る委託設計業務等とは、土木設計業務、建築設計業務、測量業務及び地質土質調査業務をいう。

(検査)

第3条 検査は、受注者から別に定める業務完了通知書、中間検査依頼書又は出来形検査依頼書を受理した日から起算して10日以内に完了しなければならない。

2 検査は、委託契約に基づく給付の完了等の確認及び技術的な確認を行い、検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完了検査 委託業務の完了を確認するための検査をいう
- (2) 中間検査 委託業務の中途において行う検査をいう
- (3) 出来形検査 委託業務の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において委託業務の既済部分を確認するための検査をいう。

(検査職員)

第4条 前条第2項の規定により検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、部長とする。

(検査の依頼及び通知)

第5条 委託業務を主管する課等の長（以下「委託業務主管課長」という。）は、受注者から別に定める業務完了通知書を受理したときは、委託業務検査依頼書（第1号様式）に、別に定める委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）及び検査に必要な資料を添えて、速やかに検査職員に依頼しなければならない。

2 委託業務主管課長は、受注者から別に定める中間検査依頼書又は出来形検査依頼書を受理したときは、委託業務検査依頼書（第1号様式）に検査に必要な資料を添えて、委託業務主管課長の確認後、速やかに検査職員に依頼しなければならない。

3 検査職員は、前各項の規定により検査の依頼を受けたときは、速やかに検査日を決定し、その旨を委託業務検査実施通知書（第2号様式）により委託業務主管課長に通知しなければならない。

(検査の方法)

第6条 検査は、委託業務主管課長又は委託業務主管課長が命じる職員及び監督職員並びに当該検査に係る委託業務の受注者等を立ち合わせるものとする。

2 検査は、「契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」(以下「契約図書」という。)、別に定める検査基準及びその他関係図書と管理記録及び成果品を対比して、契約内容に適合しているかを判定するものとする。

3 中間検査は、委託業務主管課長が必要と認めた委託業務を対象に実施するものとする。

(委託業務の成績評定)

第7条 当該委託業務の総括監督員、主任監督員及び監督員は、委託業務の完了を確認するときは、別に定めるところにより、当該委託業務の成績を評定しなければならない。

2 検査職員は、委託業務の完了検査をするときは、別に定めるところにより、当該委託業務の成績を評定しなければならない。

(修補等)

第8条 検査職員は、検査の結果、成果品が契約図書及びその他関係図書と相違し、又は不完全と認められる部分があるときは、直ちに修補指示書(第3号様式。以下「指示書」という。)により委託業務主管課長に対し、修補を指示しなければならない。ただし、軽易な事項については、検査職員が口頭指示することにより、これに代えることができる。

2 委託業務主管課長は、修補の指示を受けたときは、直ちに当該検査に係る委託業務の受注者に修補を指示しなければならない。

(委託業務認定通知等)

第9条 検査職員は、完了検査を実施し合格と認定したときは、委託業務認定通知書(第4号様式)に、別に定める評定表を添えて、委託業務主管課長に通知しなければならない。

2 検査職員は、中間検査又は出来形検査を実施し合格と認定したときは、委託業務認定通知書(第4号様式)を委託業務主管課長に通知しなければならない。

3 市長は、前各項の場合にあつては、委託業務検査結果通知書(第5号様式)により受注者に通知しなければならない。

(検査等の準用)

第10条 第3条第1項、第5条及び第6条の規定は、指示書による修補の検査について準用する。ただし、委託業務の成績評定については、再評定しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に契約した委託業務に係る検査については、なお従前の例による。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に契約した委託業務に係る検査については、なお従前の例による。
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に契約した委託業務に係る検査については、なお従前の例による。

第1号様式

委託業務検査依頼書

第 号
年 月 日

様

委託業務主管課長

次の委託業務について、(完了・中間・出来形) 検査を依頼します。

発注年度		
委託業務番号		
委託業務名		
当初設計金額		
最終設計金額		
当初業務委託料		
最終業務委託料		
既払金額		
今回支払予定金額		
履行期間		
変更履行期間		
業務完了通知書 (中間検査依頼書) (出来形検査依頼書)		
受理年月日		
委託業務主管課 確認年月日		
監督員		
主任監督員		
管理技術者		
照査技術者		
主任技術者		
受注者	住所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

第2号様式

委託業務検査実施通知書

第 号
年 月 日

様

検査職員

次の委託業務について、(完了・中間・出来形) 検査を実施するので通知します。

発注年度	
委託業務番号	
委託業務名	
完了 中間 検査 出来形 年月日	

第3号様式

修補指示書

第 号
年 月 日

様

検査職員

次の委託業務について、検査の結果、修補を必要とするので措置してください。

発注年度	
委託業務番号	
委託業務名	
検査年月日	
委託業務主管課側 立会者	
受注者側立会者	
修補期限	
修補指示事項	

第4号様式

委託業務認定通知書

第 号
年 月 日

様

検査職員

次の委託業務について、(完了・中間・出来形)を認定する。

発注年度		
委託業務番号		
委託業務名		
検査年月日		
業務委託料		
完了 金額 出来形		
履行期間		
受注者	住所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

第5号様式

委託業務検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



船橋市委託設計業務等検査要綱に基づき検査を行った結果、次のとおり（完了・中間・出来形）を認めます。

検査職員氏名	
発注年度	
委託業務番号	
委託業務名	
検査年月日	
業務委託料	
完了 金額 出来形	
既支払額	
今回支払額	
履行期間	
委託業務 成績評定点	